(3)
［先の出願の写しが提出されない場合］
締約国は、第六条(5)の規定に基づき要求される先の出願の写しが、同条の規定に従って規則に定める期間内に自国の官庁に提出されなかった場合には、次のことを条件として、当該官庁が優先権を回復する旨を定める。
(i) その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされること。
(ii) 第六条(5)の規定に従い規則に定める先の出願の写しを提出するための期間内に(i)に規定する申請が提出されること。
(iii) 提供されるべき写しを求める請求が当該先の出願がされた官庁に対し規則に定める期間内に提出されていることを、当該締約国の官庁が認めること。
(iv) 規則に定める期間内に当該先の出願の写しが提出されること。

(4)
［料金］
締約国は、(1)から(3)までの規定に基づく申請に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(5)
［証拠］
締約国は、(2)(iii)に規定する理由を裏付ける宣言書その他の証拠を、自国の官庁が設定する期間内に当該官庁に提出するよう要求することができる。

(6)
［却下しようとする場合において意見を述べる機会］
(1)から(3)までの規定に基づく申請に関しては、却下しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下することができない。

第十四条　規則

(1)
［内容］
(a) この条約に附属する規則には、次の事項に関する規定を設ける。
(i) この条約が明示的に「規則に定める」と規定する事項
(ii) この条約の規定を実施するために有用な細目
(iii) 事務的な要件、事項又は手続
(b) 規則には、次の申請に関して締約国が適用することを認められる形式的な要件に関する規定を設ける。
(i) 氏名若しくは名称又は住所の変更を記録するための申請
(ii) 出願人又は権利者の変更を記録するための申請
(iii) 実施権又は担保権を記録するための申請
(iv) 誤りの訂正のための申請
(c) 規則には、総会が、国際事務局の支援を得て、モデル国際様式及び第六条(2)(b)に規定する願書様式を作成することに関する規定を設ける。

(2)
［規則の修正］
規則の修正は、(3)の規定が適用される場合を除くほか、投じられた票の四分の三以上の多数による議決で行う。

(3)
(a) ［全会一致が要件とされる場合］
規則は、全会一致の場合に限って修正することができる規則の規定を特定することができる。
(b) (a)の規定に基づき規則において特定されている規定について規定の追加又は削除を生じさせる規則の修正は、全会一致を必要とする。
(c) 全会一致の要件が満たされるか否かを決定するに当たっては、実際に投じられた票のみを考慮する。棄権は、投票とみなさない。

(4)
［この条約と規則との抵触］
この条約の規定と規則の規定とが抵触する場合には、この条約の規定が優先する。

第十五条　パリ条約との関係

(1)
［パリ条約を遵守する義務］
各締約国は、パリ条約の規定であって特許に関するものを遵守する。

(2)
(a) ［パリ条約に基づく義務及び権利］
この条約のいかなる規定も、締約国が相互に負うパリ条約に基づく義務を免れさせるものではない。
(b) この条約のいかなる規定も、パリ条約に基づく出願人及び権利者の権利を害するものではない。

(1)
［特許協力条約の改正、修正及び変更の適用］
(2)の規定を前提として、二千年六月二日以後に行われた特許協力条約の改正、修正又は変更であってこの条約の規定と両立するものは、それぞれについて総会が投じられた票の四分の三以上の多数による議決で決定する場合には、この条約及び規則について適用する。

(2)
［特許協力条約の経過規定の不適用］
特許協力条約の改正され、修正され、又は変更された規定が特許協力条約の締約国又は当該締約国の官庁若しくは当該締約国のために行動する官庁により適用される法令と両立しない間は当該締約国又は官庁について当該規定が適用されない旨を定める特許協力条約の規定は、この条約及び規則については、適用しない。

第十七条　総会

(1)
［構成］
(a) 締約国は、その総会を設置する。
(b) 各締約国は、総会において一人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。各代表は、一の締約国のみを代表することができる。

(2)
［任務］
総会は、次のことを行う。
(i) この条約の存続及び発展並びにこの条約の適用及び運用に関する問題を取り扱うこと。
(ii) 国際事務局の支援を得て、第十四条(1)(c)に規定するモデル国際様式及び願書様式を作成すること。
(iii) 規則を修正すること。
(iv) (ii)に規定するモデル国際様式及び願書様式並びに(iii)に規定する修正の適用の日に関する条件を決定すること。
(v) 前条(1)の規定に従い、特許協力条約の改正、修正又は変更をこの条約及び規則について適用するか否かを決定すること。
(vi) この条約上適切と認める他の任務を遂行すること。

(3)
［定足数］
総会については、国である総会の構成国の二分の一をもって定足数とする。
(b) (a) 総会は、(a)の規定にかかわらず、いずれの会合においても、代表を出した国である総会の構成国の数が国である総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、以下の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかった国である総会の構成国に対し、その決定を通報し、その通報の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。当該期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国である総会の構成国の数が当該会合の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、当該決定は、効力を生ずる。

(4)
［総会における決定］
(a) 総会は、コンセンサス方式によって決定するよう努める。
(b) コンセンサス方式によって決定することができない場合には、問題となっている事項は、投票によって決定する。この場合には、次のとおり投票する。
(i) 国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。
(ii) 政府間機関である締約国は、当該政府間機関の構成国であってこの条約の締約国であるものの総数に等しい数の票により、当該構成国に代わって投票に参加することができる。当該政府間機関は、当該構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならない。また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも投票に参加してはならない。さらに、当該政府間機関は、当該政府間機関の構成国であってこの条約の締約国であるものが他の締約国である政府間機関の構成国であり、かつ、当該他の政府間機関が投票に参加する場合には、当該投票に参加してはならない。